

## 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会規約

### (名称)

第1条 この会の名称は、川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (目的)

第2条 協議会は、各区廃棄物減量指導員連絡協議会（以下「区協議会」という。）の連絡調整と廃棄物減量指導員（以下「指導員」という。）の活動の活性化を図り、一般廃棄物の減量並びに再利用及び再生利用に寄与することを目的とする。

### (組織)

第3条 協議会は、川崎市全町内会連合会から推薦された2名並びに区協議会の会長及び副会長により構成する。

### (役員)

第4条 協議会に、会長、副会長、会計、会計監査及び理事を置き、互選により選出する。

### (役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、協議会の会計事務をつかさどる。

4 会計監査は、協議会の会計事務を監査する。

### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、2年とし、欠員により選出された役員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の決議事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 活動状況及び決算に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) 役員を選出に関すること。

(5) その他、会務の執行上必要なこと。

3 会議は、過半数の出席により成立し、その議決は、出席者の過半数により決する。

ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議には、行政との円滑な情報交換を図るため、川崎市から環境局生活環境部長の出席を求めることとする。

(報告)

第8条 協議会の会議の開催及び結果について、川崎市全町内会連合会長、川崎市市民局長及び区協議会事務局に報告する。

(助成金)

第9条 協議会は、川崎市から交付された廃棄物減量指導員連絡協議会助成金（以下「助成金」という。）を適正に執行し、管理する。

2 協議会は、区連絡協議会助成金（区協議会運営費）振込依頼書（様式1）に基づき、すみやかに助成金を交付する。

(事務局)

第10条 事務局は、川崎市環境局生活環境部減量推進課に置く。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、その都度これを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成7年2月17日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、平成6年度に選任された役員の任期は、当該選任の日から平成8年3月31日までとする。
- 3 この改正規約は、平成8年4月1日から施行する。
- 4 この改正規約は、平成9年4月1日から施行する。
- 5 この改正規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 6 この改正規約は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この改正規約は、平成24年7月20日から施行する。